

いじめの重大事態に係る調査報告書の再公表について（概要）

1 調査報告書の再公表に係る経緯

- ・1月26日の教育委員会会議で審議・決定した「調査結果の公表に係る考え方」に基づき、報告書のマスキング（黒塗り）の再検討を実施。
- ・2月13日の教育委員会会議で調査報告書の再公表について審議・決定。

2 マスキングの再検討に係る考え方

- ・昨年12月に公表した報告書については、情報公開請求を受けた場合と同様に取り扱い、札幌市情報公開条例に照らして公表版を作成したが、いじめ防止対策推進法や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に示す重大事態調査の趣旨である、再発防止や、いじめの事実の全容解明という考え方に沿って公表の在り方を検討するという視点が不十分であった。
- ・調査報告書の再検討にあたっては、札幌市情報公開条例に照らしつつ、今後の再発防止に資すると考えられる、いじめの実態やこれに対する対処等に関する部分については全て公開した。それ以外について、個人や学校の特定につながる部分、個人のプライバシーにあたる部分については非公開とする。
※学校いじめ防止基本方針のマスキング部分については、学校の特定を避けるために非公開。

3 公開した主な内容 ※下線は、前回非公開から公開に変更した内容

第2部 当該生徒に関する事実経過といじめに係る事実認定について（P10～30）

第2節 いじめに係る事実認定について（P16～30）

【いじめに該当する行為があったと認定 8事案】

・小学校在籍時 4事案

①仲間はずれ、無視、悪口、物を隠される、どれい扱いされる、叩かれたり蹴られたりする等（P18）

②S1、S2に髪の毛を引っ張られたこと（P20）

③S1又はS2の家で人形の手か足を切るように言われ、切らないと仲間には入れないと強制されたこと（P23～P24）

④複数の男子生徒に絵の具で服を汚されたこと（P24）

・中学校在籍時 4事案

①S1、S2により物を隠されたり無視されたこと、S1に髪の毛を引っ張られたり靴を踏まれたりしたこと（P25）

②「気持ち悪い」等と言われたこと 録音機に残された発言、小6時及び中学校での悪口（P26）

③SNSアプリで攻撃的なメッセージを受け取ったこと（P27～28）

④虚偽の内容が記載された婚姻届をS1から受け取ったこと（P28～29）

【事実としてあったと言え、いじめに該当する可能性が高いと認定】

小学校在籍時 修学旅行の際に遊覧船から落とされそうになったこと（P21～22）

【事実としてあったと言え、いじめとしてなされた可能性がある」と認定】

小学校在籍時 トイレに閉じ込められ「(S1の名前)、うけるー」との声を聞いたこと（P22～23）

【事実としてあったと言えるが、いじめに該当するか否か明らかでない」と認定】

小学校在籍時 宿泊学習の際に仲間はずれにされ雪に埋められたこと（P20～21）

4 調査報告書の活用

- ・再公表する報告書を用いて全教職員を対象とする研修を各学校で実施する。
- ・研修の実施にあたっては、教育委員会が研修の流れやポイントを示す。
- ・学校・家庭・地域が一体となった社会総がかりでのいじめ防止の取組につなげる。